

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 生産性向上設備投資促進税制の改正

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5455.htm>

Q. 生産性向上設備投資促進税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 上乗せ措置が平成29年3月31日をもって廃止となります。

生産性向上設備投資促進税制とは、青色申告法人が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に生産性向上設備等を取得して、その法人の事業の用に供した場合には、取得価額の50%(建物及び構築物は25%)の特別償却と取得価額の4%(建物及び構築物は2%)の税額控除との選択適用を認めるという制度です。なお、平成28年3月31日までに取得等をしてその法人の事業の用に供した場合には、その事業に供した事業年度において即時償却と取得価額の5%(建物及び構築物は3%)の税額控除との選択適用を認めるという上乗せ措置が講じられていました。

今回の税制改正では、次の改正がなされました。

- ① 生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月31日をもって廃止となります。
- ② 平成28年3月31日まで認められていた上乗せ措置は、期限をもって廃止となりました。

なお、中小企業者等が特定生産性向上設備等を取得等をして指定事業の用に供した場合の即時償却と取得価額の7%(特定中小企業者等は10%)の税額控除との選択適用の上乗せ制度は、平成29年3月31日までとなっていますので注意してください。

★ 交際費と寄附金の違い

Q. 交際費と寄附金はどのように違うのですか？

A. 法人税では、交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、この場合の得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の「等」には、事業に関係ない者も含まれています。

したがって、事業に関係のある者、ない者にかかわらず、会社が接待をしたという事実があれば、その費用は交際費に該当することになります。

一方、寄附金とは、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をいうとされていますが、その支出の相手先は事業に関係のない者に限定していません。

したがって、事業に関係ある者に対して経済的利益の供与をした場合でも、寄附金に該当する場合があります。

つまり、事業に関係ない者でも接待をすれば交際費になりますし、逆に事業に関係のある者でも経済的利益の供与をすれば寄附金になるということであり、その実態により交際費、または寄附金の判定がされるということです。

ただ、金銭とする贈与については、その相手が事業に関係ある者である場合は、交際費に該当し、事業に関係のない者である場合は寄附金として取り扱われることとされています。

★ 義援金の取扱い

Q. 熊本地震で被害に遭った人に義援金をとを考えています。取扱いはどのようになっていますか？

A. 次のようになっています。

① 県の災害対策本部に対して支払った義援金

個人が支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

また、法人が支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

② 日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して支払った義援金

①と同じ取扱いになります。ただし、その支払った義援金が、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの(財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限る)の場合は、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

③ 募金団体を通じて支払った義援金

その義援金が、最終的に地方公共団体に拠出されるものであれば①と同じ取扱いになります。

④ 被災した取引先に支払った義援金

法人が支払った義援金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

⑤ 法人が不特定又は多数の被災者を支援するために自社製品を提供した場合

寄附金又は交際費等ではなく、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

★ 災害の場合の取引先への支援

Q. 熊本地震で被害に遭った取引先に支援をしたいともいます。取扱いはどのようになっていますか？

A. 災害を受けた取引先に対し、支援をした場合には次の取扱いになります。

① 売掛債権等の免除

法人が、災害を受けた得意先等の取引先に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間(災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間)内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失は、交際費等に該当しません。

② 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれます。

② 災害見舞金

法人が、被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間内にその取引先に対して行った災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務

の提供のために要した費用は、交際費等に該当しません。

⑨

1. 自社の製品等を取り扱う小売業者等に対して災害により滅失又は損壊した商品と同種の商品を交換又は無償でほてんした場合も、同様とされます。
2. 事業用資産には、当該法人が製造した製品及び他の者から購入した物品で、当該取引先の事業の用に供されるもののほか、当該取引先の福利厚生の一環として被災した従業員等に供与されるものを含むものとされます。
3. 取引先は、その受領した災害見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額を益金の額に算入することになります。ただし、受領後直ちに福利厚生の一環として被災した従業員等に供与する物品並びに使用可能期間が1年未満であるもの及び取得価額が10万円未満のものについては、益金の額に算入されません。

相 続 税

★ 相続財産が未分割の場合

Q. 相続財産の分割が決まっていない場合は、分割が決まってから申告すればいいのですか？

A. 未分割でも申告期限までに申告しなければなりません。

相続税の申告は、相続があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に行わなければなりません。

これは、相続財産が未分割であっても同じです。未分割ということで申告期限が延びることはありません。

相続財産が分割できていないときは、法定相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したものとして相続税の計算をし、申告と納税をすることになります。

ただしこの場合には、相続税の特例である小規模宅地等の特例や配偶者の税額の軽減の特例などの適用が受けられませんので注意してください。

なお、申告をした後に、分割が確定し、その分割に基づき計算した税額と申告した税額とが異なるときは、修正申告又は更正の請求をすることになります。

修正申告は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が多い場合に、更正の請求は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が少ない場合に、分割のあったことを知った日の翌日から4か月以内にすることができます。

なお、この特例が適用できるのは、原則として申告期限から3年以内に分割があった場合です。

★ 包括遺贈と相次相続控除

Q. 昨年、伯父が亡くなり、今年は伯母が亡くなりました。伯父と伯母には子供がおらず、私と弟が遺言により全ての財産を相続することになりました。伯母は伯父の相続のときに多額の相続税を払ったと言っていましたが、私たちは今回の相続で相次相続控除を受けることはできるのでしょうか？

A. 包括遺贈の場合は相次相続控除の適用を受けることができません。

相次相続控除とは、二次相続に係る被相続人が二次相続の開始前10年以内に開始した相続(一次相続)に係る相続税額を負担しているときは、二次相続に係る相続人は一定の

割合を乗じて算出した金額を二次相続の相続税額から控除してくれるという制度ですが、この制度は、遺贈により財産を取得した相続人も対象になることとされています。

ところで、民法では「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する」と規定していることから、相続税法の「相続人」には、包括受遺者も含まれるのではと思われるかもしれませんが、相続税法の規定の中には「相続人」に包括受遺者を含む旨を規定しているものもあれば、そうっていないものもあります。

したがって、相続税法では「相続人」と「包括受遺者」を別に扱っているものと考えられますことから、相続人でない者が包括受遺者となる者が遺贈により財産を取得する場合には、相次相続控除の適用はないこととなります。

<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/souzoku/160318/01.htm#a02>